

生駒市自治基本条例検証報告書（案）

生駒市市民自治推進委員会

（平成27年1月）

目 次

1 はじめに	1
2 自治基本条例に関する検証	1
3 検証結果	2
1 条文を改正する箇所	2
2 解説を変更する箇所	4
3 条例の運用についての意見	7
前文・第1章 総則・第2章 基本原則	7
第3章 市民の権利と責務	8
第4章 議会及び議員の役割と責務等	8
第5章 市の役割と責務等	8
第6章 市政運営	9
第7章 市民参画、市民自治及び情報	11
第1節 市民参画	11
第2節 市民自治等	12
第3節 情報共有等	13
第8章 他自治体との連携、協力等	14
4 おわりに	15

参考資料

1 自治基本条例条文	16
2 市民自治推進委員会委員名簿	25
3 市民自治推進委員会における条例検証の経緯	25
4 たけモニ（生駒市たけまるモニター）アンケート結果	25

1 はじめに

平成22年4月1日に、生駒市のまちづくりを進めていくための基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりの基本ルールを定めた「生駒市自治基本条例」が施行されました。この条例は、長い年月をかけ、市民により議論・検討を重ね、作り上げられたもので、「市のまちづくりの最高規範」として位置づけられています。

このことから、一定期間経過後も本市にふさわしいものかどうか検証し形骸化を防止するため、自治基本条例第54条において、条例施行後5年を超えない期間ごとに検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講じるものとしています。

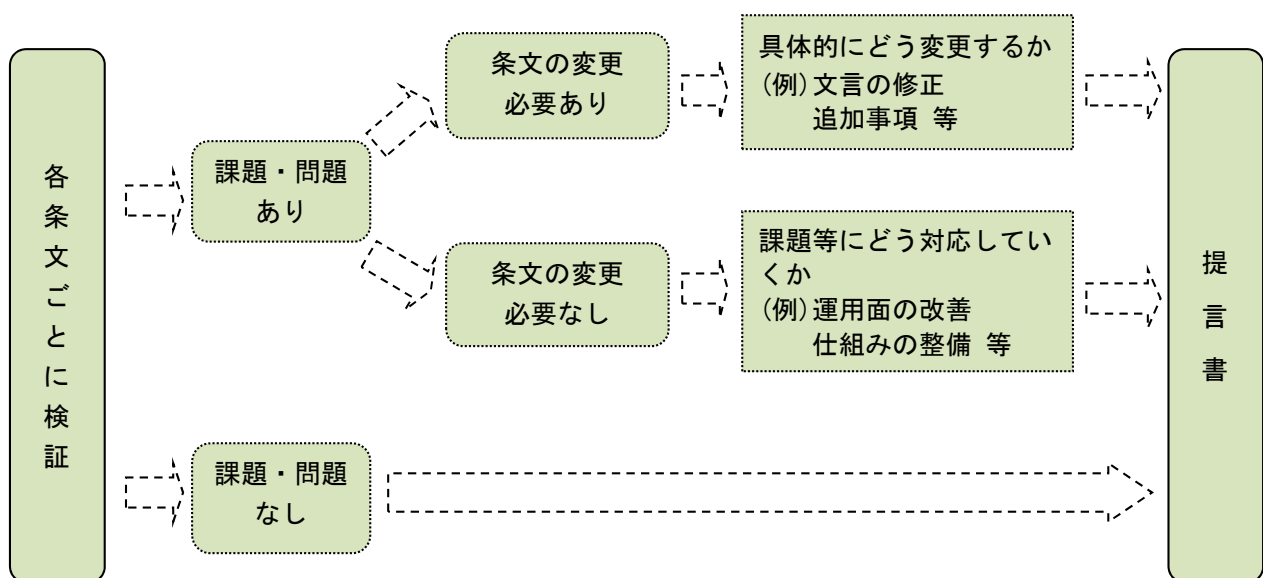
生駒市市民自治推進委員会では、この規定に基づき、自治基本条例の施行後5年目を迎えるにあたり、平成25年度末より、この条例の運用状況についての検証を開始しました。検証にあたっては、各条文ごとに、関係各所属の意見や、推進委員会委員の意見をいただきながら、延べ6回にわたり検証を重ね、提言書としてまとめました。

この提言書が、生駒市における自治の推進に役立てられることを期待するとともに、条例の基本理念・基本原則の実現に向けた市政運営の一助となるよう期待します。

2 自治基本条例に関する検証

条例の検証については、自治基本条例が社会情勢に合致しているか、また生駒市にふさわしいものであるかの視点に立ち、各条文における制度、施策等の取組状況等を踏まえ、課題・問題点等について幅広い視点から検証を行いました。

【検証のイメージ】



3 検証結果

検証した結果、自治基本条例は、まちづくりの基本ルールとして適切に表現されており、新たに追加する項目や大きく変更・修正の必要はないとの結論にいたりました。しかし、一部条文、解説については、現状の制度の運用状況を鑑み、見直す必要があったため、1.

「**条文を改正する条**」、2. 「**解説を変更する箇所**」に分けて記載しています。また、各条文の運用についての市民自治推進委員の意見については、3. 「**条例の運用についての意見**」としてまとめ、市民自治推進委員会としての検証結果とします。特に、3. 「**条例の運用についての意見**」については、各種意見を記載していますので、各部署において参考にし、業務に取り組んでいただきますようお願いいたします。

1 条文を改正する箇所

■ 第14条（協働のまちづくりにおける市の役割）

市は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び市民等の活動の支援を通じて、市民等による公共的サービスの提供が適正に行われることを保障するよう努める。

2 市は、必要に応じて、市民等の間の調整を行う役割を担う。

【改正箇所】

「市民等」 → 「市民」

【改正理由】

市民等の定義がないため。 ※参照 第1章総則 第2条（定義）

■ 第30条（財政運営の基本方針）

市長は、総合計画を実現するための中・長期財政計画を定め、行政評価を踏まえて、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。

【改正箇所】

中・長期財政計画 → 財政計画

【改正理由】

・生駒市では中期財政計画はあるが、長期財政計画は策定していないため、柔軟性を持たせた表現とする。

■ 第 3 1 条（予算編成、執行及び決算）

市長は、予算の編成及び執行に当たっては、実施計画及び行政評価を踏まえて行い、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。

【改正箇所】

実施計画 → 総合計画の進捗状況

【改正理由】

- ・急激に変化する社会経済状況に対応するため、総合計画をこれまでの「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の 3 層構成から「基本構想」、「基本計画」の 2 層構成となったため。
- ・総合計画の着実な推進を図るため進行管理を進めているため。

■ 第 3 4 条（行政評価）第 3 項

市長は、市民参画による評価を行うなど、常に評価方法の改善に努めなければならない。

【改正箇所】

市民参画による評価を行う → 市民及び専門的知識を有するものによる評価を行う

【改正理由】

市民感覚による評価に加え、各行政分野に精通し、専門的知識を有する者の評価を受けることが行政評価の目的達成に有効であるため。

2 解説を変更する箇所

■ 第6条（人権の尊重）

《変更前》

参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、誰もが個人として基本的な人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要であることを定めています。これには、部落差別、障がい者差別などいわれのない人権侵害についての課題の解決に向けた取組を含んでいます。



《変更後》

参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、一人ひとりの基本的人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要であることを定めています。これには、同和問題や高齢者、障がい者、女性、外国人などの人権問題、インターネットを悪用した人権侵害などの課題の解決に向けた取組を含んでいます。

【変更理由】

表現を分かりやすくしたことと、人権問題については、事例を追加し、総合計画等に記載されているものに対応させたため。

■ 第10条（議会の役割と権限）

解説文末に、「平成24年12月に生駒市議会基本条例を制定し、議会の役割と権限を改めて規定するとともに、その役割・権限を果たすために取り組むべき事項を規定しました。」を加筆し、同条例第1条目的の記載を行う。

【変更理由】

平成24年12月に生駒市議会基本条例が制定されたことによるもの。

■ 第29条（広聴対応）

《変更前》

生駒市法令遵守推進条例において、「要望等の記録その他要望等への対応の状況について、定期的に調査を実施し、必要な意見を述べること」を所掌事項とする法令遵守委員会が設置されており、当該委員会の活用や庁内の連絡調整機能を充実し、政策立案、決定に反映させる仕組みづくりを行うことを定めるものです。



《変更後》

市だけでは解決できない課題が多くなってきているため、市民からの要望・意見等を収集し、的確に捉え、施策・政策に反映していくことが求められます。広聴はそういった役割を果たすものであることから、広聴機能の充実を図ることを定めたものです。

【変更理由】

- ・広聴の本来の目的は、「市民生活に直接関わる意見や要望を聞き、その結果を政策等に反映させること」であることから、それを強調したものとするため。
- ・法令遵守については、第25条本文、第28条解説で記載されているため。それにあわせ、法令遵守条推進条例の引用を削除します。

■ 第31条（予算編成、執行及び決算）第1項 ＜P3参照＞

《変更前》

第30条の財政運営の基本方針の趣旨に基づき、予算の編成及び執行に当たっては、実施計画及び行政評価を踏まえて行うことを定めています。（以下略）



《変更後》

第30条の財政運営の基本方針の趣旨に基づき、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画の進捗状況及び行政評価を踏まえて行うことを定めています。（以下略）

【変更理由】

条文の改正にあわせ、解説の表現も統一をするもの。

■ 第34条（行政評価）第3項 ＜P3参照＞

《変更前》

行政評価の中でも、特に市の将来や市民に係する重要なまちづくりの施策については、市民参画による評価システムを構築することが重要であることの規定です。「生駒市行政改革大綱」に基づくアクションプランにおいて、施策評価及び事務事業評価を導入し、予算制度と連携した行政評価システムの確立を図ることとしており、そのシステムの中で市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行っていきます。



《変更後》

行政評価の中でも、特に市の将来や市民に関係する重要なまちづくりの施策については、市民などによる評価システムを構築することが重要であることの規定です。「生駒市行政改革大綱」に基づく行動計画において、施策評価及び事務事業評価を導入し、予算制度と連携した行政評価システムの確立を図ることとしており、そのシステムの中で市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行っていきます。

【変更理由】

条文の改正にあわせるもの及び現行の制度にあわせたものとするため。

■ 第 4 4 条（市民投票）

解説文末に、「平成 2 6 年 6 月に生駒市市民投票条例を制定しました。」を加筆し、同条例第 1 条目的の記載を行う。

【変更理由】

平成 2 6 年 6 月に生駒市市民投票条例が制定されたことによるもの。

■ 第 4 5 条（市民投票）

解説文末に、「平成 2 6 年 6 月に上記条文の項目を定めた市民投票条例が制定されたことにより、今後は同条例、同条例施行規則に基づいて手続きを行っていくこととなります。」を加筆。

【変更理由】

平成 2 6 年 6 月に、第 4 5 条各項の規定が定められた生駒市市民投票条例が制定されたことによるもの。

■ 第 5 1 条（近隣自治体との連携）

《変更前》

（略）～近隣の 6 市間で災害時における相互応援協定の締結～（略）



《変更後》

（略）～近隣自治体間で災害時における相互応援協定の締結～（略）

【変更理由】

今後、数が増えていく見込みがあるため。

3 条例の運用についての意見

【前文】

【第1章 総則】

前文はまちづくりの基本理念や最高規範であることを規定したもので、総則は自治基本条例全体に通ずる基本的な事項を定めたものであり、具体的な取組を定めた規定ではないので、特段意見はありません。

【第2章 基本原則】

■ 第4条（情報公開及び共有）

・まちづくりの主体である市民、市議会及び市のそれぞれが市政運営に必要な情報を共有することが市民参画や協働の原則による自治を推進する前提となることから、情報共有を図るために継続的な取組を進めていく必要がありますが、まだ不十分であると思われます。事業等実施の際には、事業実施を決定した後ではなく、構想段階・事業の是非を検討できる段階で、市民に情報を提供し、意見を聴取していく姿勢が必要であると考えます。（資料+α）

・広報紙、市ホームページ等への掲載情報の構成、内容、表現方法等を逐次精査し、改善するなど、より分かりやすく丁寧に情報を伝えることができるよう努めていくとともに、高齢者や一人暮らしの方々への情報発信や、災害発生時等における市民の皆さんの生命・財産に関わる情報を迅速かつ正確に伝達するなど、情報の内容に応じて的確な情報提供を行うための取組についても留意していく必要があるかと思われます。（第4回上田+α）

■ 第5条（参画と協働の原則）

・意思形成過程あるいは政策形成決定段階の市民参画がまだ不十分だと思います。協働を進めていくには、意思形成段階から情報を共有して一緒にやっていると、協働をするパワーが出ず、やらされ感が出てくるので、そのための施策や制度が必要かと思われます。（第4回中川）

・参画と協働の事例の数は多くありますが、市民と職員が一緒になって汗をかいてやっていくというのはあまりないように思われますので、それがどの程度できているかという検証は必要かと思われます。（第4回樋口）

・総合計画後期基本計画において、行政だけがまちづくりの主体ではなく市民等も協働してまちづくりに参画する役割があることを周知する意味で、市民等の役割分担を明記しています。このため、総合計画を見れば、各部署において市民とどのように協

働すればいいのか分かるようになっていきますので、それを活用することで自治基本条例の理念を各部署に認識してもらう糸口になってくると思われます。（第3回中川）

■ 第6条（人権の尊重）

・今後も市民一人ひとりが人権意識を高めるためには、効果的な人権教育・啓発を行っていくとともに、人権侵害の潜在化に対する状況把握と迅速な対応ができる体制を整備していくことが必要になってくると思われます。

【第3章 市民の権利と責務】

■ 第7条（まちづくり参画の権利）

・市民はまちづくりに参画する権利を有すると謳いながら、そのための行政の姿勢、取組が十分とは言えません。この検証報告書における意見に基づき、全庁的に今後の取組を検証する必要があると考えます。（資料）

■ 第8条（20歳未満の市民のまちづくりに参画する権利）

・青少年がまちづくりに参画する権利を謳いながら、その意識を醸成する、あるいは意見を聴取する具体的な取組を準備していく必要があると考えます。（資料）

・学校教育においても、将来、市民として市政に参画していけるような市民を育てていけるような教育内容を実施できればいいと考えます。（第4回藤堂）

【第4章 議会及び議員の役割と責務等】

■ 第10条（議会の役割と権限）・第11条（議会の責務等）

第12条（議会の会議及び会期外活動）・第13条（市議会議員の責務）

・選挙以外において、議員がいかに責務を果たしているかの検証・評価する仕組みがあればよいと考えます。（資料）

・議員による政策形成機能、立法機能強化と円滑で効率的な議会活動が適切に行われるためには、議会事務局によるサポート機能が強化されることが重要となるので、調査や法務に精通した職員の配置などを通じて事務局の機能の充実を図ることが必要であると思われます。（資料+α）

【第5章 市の役割と責務等】

■ 第14条（協働のまちづくりにおける市の役割）

・指定管理者制度による公共施設管理が進んでいるが、その成果（サービス水準、運営状況等）を評価し、改善に結び付ける手法が構築されていません。今後、指定管理

者、各種団体等公的サービスの担い手となる場合のPDCAの仕組みの構築が必要かと思われます。（資料）

・指定管理者により、サービスが市民にとって適切かどうかという評価する仕組み、コストパフォーマンスだけでなく、B/C※としてどうかという評価する仕組みが必要かと思われます。（第2回、澤井・中川）

※ビーバイシー：benefit by cost、費用便益比。

■ 第15条（市長の責務）

・市長は、選挙の際に掲げたマニフェスト等の実現に向けて市政運営を行いますが、選挙後に生じる社会情勢の変化に対応するためには、市民の声を直接聴いて地域の課題を的確に把握し、政策の策定や実施に当たっていくことが重要であると考えます。

・人材育成基本方針は市ホームページで公開されていますが、市民においても職員のあるべき姿という意見をもらうなど、市民参画の視点が必要かと思われます。

・地域における課題の把握や分析、課題解決のための施策の立案等の政策研究を行うことができる能力を持った人材を育成していくことが必要であると思われます。（第2回中川）

・職員の人材育成に努めるため各種研修を実施されていますが、研修内容について振り返り、よりよい研修にしていくよう配慮をお願いします。（第2回藤堂）

・団塊世代が退職を向かえ、若い人を積極的に採用してっていますが、他自治体では中間層が少なく職務の継承ができていないケースもあるので、職務をマニュアル化し、継承できるような工夫が必要かと考えます。（第2回澤井）

■ 第17条（職員の責務）

・地方分権の進展により「自分たちのまちは自分たちで決めていく」という自己決定・自己責任に基づく自治体運営が求められています。職員一人ひとりが自ら課題を発見し、考え、行動する職員となることが求められています。

・職員に自治基本条例の精神が浸透していない現状も見受けられるので、自治基本条例に対する認識を高め、職務を行う必要があるかと思われます。（第4回樋口＋α）

【第6章 市政運営】

■ 第18条（まちづくり参画における市の責務）

・公募市民、一部事業に係るワークショップだけでなく、より市民が参画でき、討議や意見の把握ができる方法を検討・実施していく必要があると考えます。（資料）

・より一層、市民が主体のまちづくりを進めていくため、各種まちづくりを実践している団体・グループ・市民のつながりを深めるよう交流の機会があればいいと考えます。（資料）

・平成25年3月策定の「生駒市参画と協働の指針」について、あらゆる機会を利用して理解を深めていく必要があると考えます。（資料）

■ 第19条（総合計画等の策定）

・総合計画と各行政分野ごとの計画との整合性や評価等について、きめ細かい精査を行うとともに、各計画の進行管理ができてないものもあるため、進行管理手法を明確にする必要があると考えます。（資料）

・総合計画の進行管理を定めていますが、予算編成、行政評価を連動させたPDCAマネジメントサイクルによる進行管理を進めていく必要があると考えます。

■ 第24条（法務政策）

・法律による義務付け・枠付けの見直しに伴い、条例制定権の拡大が図られるとともに、県の事務の権限委譲が進んでいます。このため、自らの判断と責任において政策実現のための条例等の制定に積極的に取り組んでいく必要があると考えます。

・先進的に制定されている条例などを本市に置き換えて制定しないよう、制定に至る背景を認識しながら、本市に即した課題解決の方法を見出していく必要があると考えます。

・要綱による行政指導の範囲を明確にし、必要に応じて条例への移行を検討すべきかと思われます。

■ 第26条（行政手続）

・国民の救済手続の手段の充実・拡大を図るための行政手続法の改正がなされましたが、改正があった場合、速やかに行政手続条例の改正検討と適切な運用の必要があると考えます。

■ 第29条（広聴対応）

・広聴は市民との関係で言えば大きな役割を果たすものであるから、広く市民の声を聴くよう多様化していったほうがいいと考えます。また、それをどう扱うかについて検討を行う第三者組織若しくは横断的な職員の連絡調整会議のようなものの設置し、職員間の共通認識を持てる仕組みが必要と考えます。（資料+第1回澤井、中川等）

・自治会などを通じての意見・要望が多いと思われるが、それ以外のものをどう吸い上げるかという仕掛けを作ることにより、市民参画の意識も目覚めてくるかと考えられます。（第3回野口 P9）

■ 第 3 1 条（予算編成、執行及び決算）

- ・ 第 1 9 条第 3 項で総合計画の進行管理を定めていますが、予算編成、行政評価を連動させた P D C A マネジメントサイクルによる進行管理を進めていく必要があると考えます。（+ α ）

■ 第 3 4 条（行政評価）

- ・ 総合計画の進行管理だけでなく、行政分野ごとの計画についても進行管理が行われているかどうか把握し、進行管理の仕組みを検討していくことや個別事業に係る事業評価の実施が必要であると考えます。（資料）

■ 第 3 5 条（外部監査）

- ・ 国において監査委員選任方法、権限、監査事務局の体制、外部監査制度について検討が行われていますが、その状況を的確に把握する必要があると考えます。

【第 7 章 市民参画、市民自治及び情報】

＜第 1 節 市民参画＞

■ 第 3 6 条（条例制定等の手続き）・ 第 3 7 条（計画策定段階の原則）

第 3 8 条（計画策定手続）・ 第 3 9 条（審議会等）

- ・ まちづくりの主体である市民、市議会及び市のそれぞれが市政運営に必要な情報を共有することが市民参画や協働の原則による自治を推進する前提となることから、情報共有を図るために継続的な取組を進めていく必要がありますが、まだ不十分であると思われます。事業等実施の際には、事業実施を決定した後ではなく、構想段階・事業の是非を検討できる段階で、市民に情報を提供し、意見を聴取していく姿勢が必要であると考えます。（資料+ α ）

- ・ 審議会等に参加する市民は限られ、パブリックコメントでの意見数も限られていることから、多くの市民の声を把握する手段について、さらなる配慮が必要であると考えます。（資料）

- ・ 市が公表する素案を対象として、市民との意見交換が行える機会（公聴会等）を拡充する必要があると考えます。（資料）

- ・ パブリックコメント以外にも、アンケートの実施などによる市民の意見を集める方法がもう少し頻繁に行われるべきかと思われます。（資料）

- ・ 審議会等に参加する市民や各種団体代表について、希望者には、会議とは別に研修等の機会があればいいと考えます。（資料）

・審議会等への公募無作為抽出型登録制度を十分に活用するため、公開されている資料、議事録に基づき、登録されている市民に意見を求めるなどの工夫が必要と考えます。（資料）

・原則として市民から公募した委員を加えなければならないとの規定がありますが、公募委員をもっと増やす努力を願います。入れない場合、なぜ入れないのかという説明が必要であると考えます。また、審議内容が専門的で公募委員はなじまないという声がありますが、公募委員を入れることにより、その内容がどれだけ神経を使う難しい仕事かということが分かる市民が増えるという効果も考えられます。（第3回中川）

・公募委員においても、行政（公益事業、公共経営）が何かというのが理解されていない方もおられるので、選考方法も検討したほうがいいかもしれません。また、公募委員制度は、多様な市民の意見を市政に反映させるという目的もありますが、市民においても学んでいただき、育っていただくというような双方向の関係が築けるようになればいいと考えます。（第3回中川）

【第7章 市民参画、市民自治及び情報】

＜第2節 市民自治等＞

■ 第41条（市民自治に関する市民の役割）

第42条（市民自治に関する自治体の役割）

・高齢化による自治会活動が困難になる地域や、高齢化・メンバー固定化により活動が困難になるNPO等もあるため、これまでの固定観念にとらわれない取組も必要かと思われます。（資料）

・地域活動への参加率は低く、市民の価値観、地域社会のあり様が変わってきている中、市民の自主性のみに任せていても、市民が市民自治活動の重要性を認識したり、自ら参加するということの実現は難しいので、行政の何らかの関与（仕掛け・インセンティブ）が必要と考えます。（資料）

・市民自治活動を活発化するには、活動主体の特性やニーズ（主体、活動内容、発展段階等により異なる）を踏まえ、支援を行う必要があると考えます。そのため、一律の支援を行う制度でなく、きめ細やかに支援ができる制度、体制づくりが必要と考えます。（資料）

・自治会活動は地域コミュニティの核となるものであるから、補助金の交付だけでなく、自治会加入率を上げるような取組を自治会と市が協働して、より一層行う必要があると思われます。（資料）

・市民活動団体の活動をホームページ等で情報発信し、市内の様々な取組が理解され、市民活動団体が活動しやすい状態となるよう、また団体同士が情報交換できるよう支援していく必要があると考えます。（資料+q）

■ 第43条（市民自治協議会等）

・市民自治協議会については、市民全般に浸透していない現状があり、市民の盛り上げを期待しているだけでは、設立に至ることは厳しいと思われます。このため、全庁的に設立・運営を支援する体制や、地域の活動を支援するNPO等を地域とマッチングさせる活動が必要と考えます。（資料）

・現在、市民自治協議会設立に向け活動している団体があるが、市民がその必要性をそれほど認識していない部分もあるので、団体の1つでも市民自治協議会として認定することにより、その認識が変わってくる可能性もあります。また、活動を頑張っている人々にとっては、なかなか先が見えてこないという思いもあるので、認定に向けての後押しが必要かと考えます。（第3回藤堂）

・今後、市民自治協議会を作っていく際、学校の役割は非常に大きいものがあります。コミュニティスクール※として、学校が地域の中心となって地域自治を築いていくという発想が必要になってくるかと思います。（第4回澤井）

※学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

■ 第44・45条（市民投票）

・平成26年6月に市民投票条例が制定され、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するとなっていますが、施行までに市民への情報提供の方法、争点に関する市民間における討論の場の持ち方など、市民投票制度の運用に係るガイドライン（マニュアル）を作成する必要があると考えます。（資料）

【第7章 市民参画、市民自治及び情報】

＜第3節 情報共有等＞

■ 第46条（情報への権利）・第47条（情報共有制度）

第48条（情報収集及び管理）・第49条（個人情報の保護）

・情報の提供には、自ら加工可能な生データの提供と理解を促すための情報とを提供する必要があります。現状においては、特に前者についての情報公開は不十分です。後者については、一定程度の情報発信は実施されており、市民が情報にアクセスする動機づけの方法を検討、充実することが必要であると考えます。（資料）

- ・情報の共有を進めていくには、情報開示請求を伴わずインターネット等で容易に取得できる情報を拡大していく必要があると考えます。（資料）

- ・情報化の進展に伴い、情報漏えいや改ざん、外部からの不正アクセス等の危険が高まる中、情報のセキュリティ対策をより一層進めるとともに、個人情報の取り扱いは厳重に行い、職員研修の強化を図っていく必要があると考えます。（資料+α）

【第8章 他自治体との連携、協力等】

■ 第50条（他自治体住民との連携）

- ・大学との協定などにより行政では外部の知恵を活用し、また、シンポジウム、講演会など外部の知恵を市民に提供する機会も設けられています。これに加えて、市民がまちづくり等の活動を行う際に、個別に学識経験者、有識者、他市で活動されている方々から、アドバイスやサポートを得られる制度を検討してはどうでしょうか。（資料）

■ 第51条（近隣自治体との連携）

- ・解説に挙げられている例や、防災・環境分野等の各種協定等の情報を市ホームページ等で公開し、情報提供することが望ましいと考えます。（資料）

- ・市民ニーズの多様化に伴い、市民サービスの提供方法にもそれに応じた対応が求められてきます。市政の課題解決、更なる市民サービスの向上、事務の効率化を図るため、より一層、他自治体と連携・協力した取組を進めていく必要があると考えます。

- ・地方分権改革に伴い、県とは「対等・協力」の関係となりましたが、県とは必要最小限、行政課題に対応するための協力関係しか構築できていないため、健全な協力関係を再構築する必要があると考えます。（資料）

■ 第53条（国際交流及び多文化共生）

- ・市の国際交流、交流の姿勢を市民と共有するため、「生駒市国際化基本方針」は公開する必要があると考えます。（資料）

4 おわりに

自治基本条例第54条の規定に基づき、本条例が市民主体のまちづくりにふさわしいものであるか、各条文における社会情勢の変化、各条文に基づく制度等の構築状況、実施状況、課題等幅広い視点から慎重に審議し、検証を行いました。

検証の結果、現時点においては、語句の変更等はありませんでしたが、大きく条例を見直す必要性はないとの結論に至りました。その主な理由としては、見直しを必要とする大きな社会情勢の変化がなかったことや、「議会基本条例」、「市民が選択する市民活動団体を支援する条例」、「市民投票条例」、「参画や協働の指針」等が整備されたことで、当面は、条例等の効果等や、市各部署において総合計画や各種行政分野計画、自治基本条例に基づく施策や事業の取組により、市民や職員の意識がどのように変化するのか検証していく段階にあることだと言えます。

一方で、地方自治は住民自治と団体自治から成り立ちますが、それらを明確に位置づけ、分かりやすくしたものが自治基本条例です。そして、この住民自治と団体自治をつなぐものが、自治基本条例の基本原則の一つである「参画と協働」による取組となります。しかしながら、まだまだその取組や考え方が市民にも職員にも浸透しているとは言えない現状も見受けられるように思われます。

今後も、更なる参画と協働の推進に努め、市民や職員への自治基本条例の理念の浸透、認知度の向上を図り、市民が主役のまちづくりの実現をめざしていただきたいと考えます。

1 生駒市自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 基本原則（第4条—第6条）
- 第3章 市民の権利と責務（第7条—第9条）
- 第4章 議会及び議員の役割と責務等（第10条—第13条）
- 第5章 市の役割と責務等（第14条—第17条）
- 第6章 市政運営（第18条—第35条）
- 第7章 市民参画、市民自治及び情報
 - 第1節 市民参画（第36条—第39条）
 - 第2節 市民自治等（第40条—第45条）
 - 第3節 情報共有等（第46条—第49条）
- 第8章 他自治体との連携、協力等（第50条—第53条）
- 第9章 条例の見直し（第54条）
- 第10章 市民自治推進委員会（第55条）
- 附則

前文

私たちのまち生駒市は、大都市大阪に近接する緑豊かな住宅都市としての特性とともに、往馬大社、長弓寺、宝山寺、高山茶釜などの歴史文化資源に加えて、関西文化学術研究都市・高山サイエスタウンが立地するなど、豊かな自然や歴史、伝統産業と最先端の科学が融合した関西有数の住宅都市として発展してきました。

一方、少子高齢化をはじめ、人口減少や低成長時代の到来により、財源の確保が厳しさを増す中で地方分権が進展するなど、地方公共団体を取り巻く社会経済情勢の急激な変化の中で、市民が行政に求めるニーズは高度化・多様化しています。

こうした状況において、これまでの行政主体の市政運営から脱却した市民主体のまちづくりが求められており、そのために市民は、自治の主役であることを自覚し、地域社会の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、主体的に自治にかかわっていくことが必要になっています。

これに対して行政は、市の執行機関として持続可能な都市経営を行うため、計画的で効率的、効果的な行財政運営を推進していかなければなりません。

また、議会は、市民を代表し、市の団体意思の決定機関として、広く市民の声を聴きながら、行政の監視、政策形成、立法といった機能を果たし、行政をけん制しつつ市政運営の一翼を担わなければなりません。

私たちは、このような認識の下に、将来にわたり、すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高いまちづくりを基本理念として、いつまでも住み続けたい都市—生駒市づくりに努めます。

ここに私たちは、市民と議会と行政とが各々の役割を自覚し、お互いを尊重し、情報共有に基づく参画と協働による真の市民自治を実現するため、生駒市におけるまちづくりの最高規範として生駒市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、生駒市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むものをいう。
- (2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。
- (4) 参画 市の施策や事業等の計画、実施及び評価等まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。
- (5) 協働 市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し、協力することをいう。
- (6) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取組をいう。

(最高規範)

第3条 この条例は、生駒市におけるまちづくりの最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。

第2章 基本原則

(情報共有及び公開)

第4条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。

- 2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく、速やかに提供しなければならない。

(参画と協働の原則)

第5条 市民及び市は、第1条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する。

(人権の尊重)

第6条 本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならない。

第3章 市民の権利と責務

(まちづくり参画の権利)

第7条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。

- 2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な取扱いを受けない。

(20歳未満の市民のまちづくりに参画する権利)

第8条 20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。

(まちづくり参画における市民の責務)

第9条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。

2 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。

第4章 議会及び議員の役割と責務等

(議会の役割と権限)

第10条 市議会は、市の意思決定機関であり、この条例の趣旨に基づき、市民自治を尊重し、その権限を行使しなければならない。

2 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視し、及びけん制する権限を有する。

3 市議会は、法律等の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等の権限、執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。

(議会の責務等)

第11条 市議会は、立法機関であり、意思決定機関としての責任を常に自覚し、長期的展望をもって活動するとともに、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。

2 市議会は、主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。

3 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

4 市議会は、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、政策形成機能及び立法機能の強化に努めなければならない。

5 市議会は、行政活動が民主的、効率的に行われているか監視し、改善を推進するよう努めなければならない。

6 市議会は、議会の政策形成機能及び立法機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能を積極的に強化するよう努めなければならない。

7 市議会の組織及び市議会議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定められなければならない。

(議会の会議及び会期外活動)

第12条 市議会の会議は、討議を基本とする。

2 市議会は、すべての会議を原則公開とする。ただし、必要と認められるときは、非公開とすることができる。この場合においては、その理由を公表しなければならない。

3 市議会は、会期外においても、市政への市民の意思の反映を図るため、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査等に努めなければならない。

(市議会議員の責務)

第13条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市議会議員は、市民の代表者としての品位を保持し、常に市民全体の福利を念頭に置いて行動しなければならない。

3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽^{さん}に努め、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

4 市議会議員は、議会活動に関する情報等を市民に説明するとともに、広く市民の声を聴き、これを議会の運営に反映させるよう努めるものとする。

第5章 市の役割と責務等

(協働のまちづくりにおける市の役割)

第14条 市は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び市民等の活動の支援を通じて、市民等による公共的サービスの提供が適正に行われることを保障するよう努める。

2 市は、必要に応じて、市民等の間の調整を行う役割を担う。

(市長の責務)

第15条 市長は、市の代表者として市民の福祉の増進を目指し、市民の負託に応えるよう、市の事務を管理し、公正かつ誠実にこれを執行しなければならない。

2 市長は、事務の執行に当たっては、市民及び議会への説明責任を果たすとともに、この条例の趣旨に基づき、市政運営を通じて自治の実現、市民主体のまちづくりの推進に努めなければならない。

3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を適切に指揮監督し、人材育成に努めなければならない。

(執行機関の責務)

第16条 市の執行機関は、その権限と責任において、公平かつ公正に、及び誠実で、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。

(市の職員の責務)

第17条 市の職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、市民の立場に立って、創意工夫し、公正で、誠実かつ効率的に職務の遂行に専念しなければならない。

2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

3 市の職員は、自らも生活者であり、また、生駒市の市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めなければならない。

第6章 市政運営

(まちづくり参画における市の責務)

第18条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。

2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。

(総合計画等の策定)

第19条 市は、市民参画の下、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画（以下これらを「総合計画」という。）をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。

2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定するものとする。

3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。

(説明責任)

第20条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(意思決定の明確化)

第21条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならない。

(行政組織)

第22条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、責任を明確にして、組織の横断的な調整を図らなければならない。

(職員政策)

第23条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければならない。

2 市は、職員の資質及び能力の向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽^{さん}のための多様な機会の保障に努めなければならない。

(法務政策)

第24条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任を持って法律等を解釈し、条例、規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。

(法令遵守及び公益目的通報)

第25条 市は、市政運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進するため、法令遵守制度について必要な措置を講じなければならない。

2 市は、市政運営上の違法行為及び公益の損失を防止するため、職員の公益目的通報に関する制度について必要な措置を講じなければならない。

(行政手続)

第26条 市は、処分、行政指導及び届出に関し、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続について必要な措置を講じなければならない。

(危機管理)

第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力及び連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。

(広聴応答義務)

第28条 市は、市民からの行政に関する意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。

2 市は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、その整理及び保存に努めるものとする。

(広聴対応)

第29条 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、必要な措置を講じなければならない。

(財政運営の基本方針)

第30条 市長は、総合計画を実現するための中・長期財政計画を定め、行政評価を踏まえて、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。

(予算編成、執行及び決算)

第31条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、実施計画及び行政評価を踏まえて行い、最少の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。

2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。

3 市長は、予算の編成過程も含め、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう、分かりやすい情報を提供するものとする。

(財産管理)

第32条 市長は、市が保有する財産の適正かつ計画的な管理及び運用に努めるとともに、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。

(財政状況の公表)

第33条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第34条 市長は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。

2 市長は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。

3 市長は、市民参画による評価を行うなど、常に評価方法の改善に努めなければならない。

(外部監査)

第35条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者による監査を実施する。

第7章 市民参画、市民自治及び情報

第1節 市民参画

(条例制定等の手続)

第36条 市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、立案段階から市民の参画を図り、又は市民に意見を求めなければならない。

(1) 関係する法律等又は条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合

(2) 用語の変更等簡易な改正で、その条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合

(3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者（以下「提案者」という。）が不要と認めた場合

2 提案者は、前項に規定する市民の参画等の有無及び状況に関する事項を付して、条例案を提出しなければならない。

(計画策定段階の原則)

第37条 市は、市の将来や市民生活に係る重要なまちづくりの施策の検討及び決定に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。

(計画策定手続)

第38条 市民に意見を求めるときは、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見及び情報を考慮して決定する制度やアンケートの実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、速やかに公表しなければならない。

(審議会等)

第39条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等に配慮するとともに、原則として市民から公募した委員を加えなければならない。

2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。

第2節 市民自治等

(市民自治の定義)

第40条 市民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。

2 市民自治活動の主体は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体及び事業者をいい、これには個人も含まれるものとする。

(市民自治に関する市民の役割)

第41条 市民は、市民自治活動の重要性を認識し、自ら市民自治活動に参加するよう努めなければならない。

2 市民は、市民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。

(市民自治に関する自治体の役割)

第42条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う市民自治活動を尊重しなければならない。

2 市は、自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体が行う非営利、非宗教及び非政治の市民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援するものとする。

(市民自治協議会等)

第43条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、NPO等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織（以下「市民自治協議会」という。）を設置することができる。

2 市民自治協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民自治活動を行うものとする。

3 市は、市民自治協議会の活動に対して必要な支援を行うことができる。

4 市は、各種計画の策定及び政策形成に当たっては、市民自治協議会の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

5 市は、市民自治協議会の意向により、事務事業の一部を当該市民自治協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。

6 前各項に関することは、別に定める。

(市民投票)

第44条 市長は、市政にかかわる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる。

第45条 市民は、市長に対して市民投票を請求することができる。

2 議会及び市長は、市民投票を発議することができる。

3 市民投票の請求、発議、投票資格その他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に定める。この場合において、議会及び市長は、投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人及び未成年者の参加に十分配慮しなければならない。

4 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

第3節 情報共有等

(情報への権利)

第46条 市民は、法令等により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。

(情報共有制度)

第47条 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組み及び体制の整備について必要な措置を講じなければならない。

(情報収集及び管理)

第48条 市は、常に市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その保有する情報を適正に管理しなければならない。

(個人情報保護)

第49条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。

第8章 他自治体との連携、協力等

(他自治体住民との連携)

第50条 市民及び市は、市外の人々と交流及び連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

(近隣自治体との連携)

第51条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解の下、連携してまちづくりを推進するものとする。

(広域連携)

第52条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、市民参画を進めながら、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるものとする。

(国際交流及び多文化共生)

第53条 市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力を努めるとともに、多文化共生社会の視点に立ったまちづくりを推進するものとする。

第9章 条例の見直し

第54条 市は、附則に規定する日から起算して5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

第10章 市民自治推進委員会

第55条 参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、生駒市市民自治推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この条例の運用状況について、調査を行い、市長に対して意見を述べることができる。

3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市民

(3) 市議会議員

(4) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員会に委員長及び副委員長を置く。

8 委員長は、委員の互選により定める。

9 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

10 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

11 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

12 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

13 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

14 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

15 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

16 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月条例第 15 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 市民自治推進委員会委員名簿

氏 名	備 考
澤井 勝	
中川 幾郎	会 長
野口 晴利	
藤堂 宏子	副会長
上田 秀子	
入口 嘉憲	
津田 勉	
橋本 亨	

3 市民自治推進委員会における条例検証の経緯

日 時	内 容
平成26年3月5日	自治基本条例検証作業の進め方について
平成26年5月13日	条文検証について（第6章）
平成26年7月15日	条文検証について（第4、5章）
平成26年9月11日	条文検証について（第7章）
平成26年10月30日	条文検証について（第1、2、3、8章）
平成27年1月20日	自治基本条例検証報告書（案）について

4 たけモニ（生駒市たけまるモニター）アンケート結果

市民への自治基本条例の周知度や、市民が主体となった参画と協働のまちづくりを進めていく上での課題や問題を確認するため、アンケートを実施しました。

- 実施期間：平成26年12月3日～9日
- 対 象 者：607名
- 回答者数：122名

問1. 生駒市自治基本条例を知っていますか。

選択肢	回答数	割合
1. 内容をよく知っている	3	2.5%
2. 内容をある程度知っている	12	9.8%
3. 内容を少しは知っている	15	12.3%
4. 名前は知っている、もしくは聞いたことがある	40	32.8%
5. 知らない	52	42.6%

問２．生駒市自治基本条例は、市民の主役のまちづくりを進めるため、「市民参画」、「協働」を基本原則としていますが、それらは進んでいると思いますか。

選択肢	回答数	割合
１．十分進んでいる	３	２.５%
２．やや進んでいる	２５	２０.５%
３．普通	３７	３０.３%
４．あまり進んでいない	４７	３８.５%
５．全く進んでいない	１０	８.２%

問３．まちづくり活動（自治会、消防団、ＰＴＡ、青年団体、女性団体、ＮＰＯ（ボランティア）活動など）関わったことはありますか。

選択肢	回答数	割合
１．積極的に関わっている。	１３	１０.７%
２．時々関わっている。	３１	２５.４%
３．過去に関わったことがある。	３２	２６.２%
４．関わったことはないが、今後関わってみたい	２７	２２.１%
５．関わろうとは思わない	１９	１５.６%

問４．まちづくり活動に関わるにあたって何が必要だと思いますか（複数選択可）。

選択肢	回答数	割合
１．時間	７２	１６.６%
２．活動する場所	３３	７.６%
３．健康や体力	４１	９.５%
４．参加するきっかけ	８０	１８.５%
５．活動する仲間	４７	１０.９%
６．活動団体や活動内容に関する情報	６０	１３.９%
７．関心や興味	７４	１７.１%
８．条例や規則などによる仕組み	１８	４.２%
９．その他	８	１.８%

問５．市民が主役のまちづくりや、「市民参画」・「協働」を進めていく上での問題点や課題点は何かと思いますか（複数選択可）。

選択肢	回答数	割合
１．市の機会提供が不十分である	４６	１６.３%
２．市の情報提供が不足している	６７	２３.８%

3. 市による市民ニーズの把握が不足している	36	12.8%
4. 市民の意識や関心が低い	72	25.5%
5. まちづくり活動に参加する機会が少ない	34	12.1%
6. まちづくり活動を行う団体を運営する人材や財源が不足している。	21	7.4%
7. その他	6	2.1%

問 6. 問 5 での問題点・課題等を解消していくにはどのようにしたらいいか意見があれば自由にご記入ください

市民を巻き込んだ公の場での議論が必要である。
全然知らないのでもっと広報などで魅力的に伝えて欲しい。
市民が参加しやすいようにしてほしい。
広報で、小さくても良いので毎号活動内容、方針など載せて良いと思います。
平日も土日も働いています。参加したいが無理なので諦めています。というか体力的にしんどいので関わりたくないです。奈良は日本一専業主婦が多い県なので、そういう暇な方たちにお願ひしたいのが本音です。
普段の生活の中で、わかりやすく具体的に結果が表れるようになれば。
公報での大々的な呼び掛け
これからは、団塊世代を市でうまく活躍できる場を提供しないと超高齢化社会はのりきれない！
ボランティア活動になるため、なかなか時間を作り積極的に活動することに消極的になると思います。専業主婦や退職後の人などの意識を変えることが大切だと思います。
活動費を一部公費で助成してほしい。
意見集約して実施された内容や検討された結果を市民に通知することが重要だと思う。意見を出しただけで終わらないようにしていただきたい
今まで一度も参加した事がないです。一見さんお断りといった雰囲気をこちらが勝手に持ってしまうっており、ハードルが高い気がします。広報紙にそういった情報(〇月〇日に△△といった内容の活動をやるので参加したい人は××に集合)を載せて貰えば有難いです。私(30代独身男性)のような人間は一番こういう活動から距離が遠い気がします。行政の力で何とかその溝を埋めて貰えれば、と甘えさせてください。
触れる機会が増え、興味が高まるように思います。
前述した、地元の人だけで囲うような狭い価値観を持たないこと。単なる御節介でも、コミュニケーションがあれば何とかなるものです。
広報の充実 気軽に参加できる場の提供
よく分からない
他府県からの移住者で若い子育て世代が多く、子供も一緒になって参加出来る環境があれば助かります。
まちづくり活動と一括りに記載されていますが、年齢、結婚しているか、学校に通っている子供がいるか等によって、参加する活動は異なっていると思います。対象となる集団を特定し、それぞれに応じた情報を提供の方が効率的ではないでしょうか。参加したいと考えている人にとって、雑多な情報の中から自分に関連する情報を見つけ出すのが難しいのは、どのような分野においても共通していると思います。

広報を活用しての情報提供や、情報提供の機会をもっと設ける
まちゼミ初めて参加させてもらいました。すごくよかったです。定期的にもっと開催されるとありがたいです。
参加するきっかけとつながりが大切だと思う。例えば私の自治会はたまたま同年代がほとんどで、仕事をしながらでも関われるよう、会議や催しの日時には工夫し、平等さを保つため、自治会運営は順番制にしている。関わりの中でつながりがうまれている。忙しいを理由に参加しないのではなく、忙しくても参加できる工夫が必要かと思う。
広報で TOP に載せると目を通しやすくなると思う。
生駒市が先手を取りアピール願います。
ネットで意見などを投稿できるシステムがあればいいと思う
市が仕事として積極的に市民に対して提案～実施していけばよいと思う。
・ いこまち等で、少し目立つ扱いをする ・ 参加されている方が、推薦をおこなう
積極的な P R
この条例にしても、ごみ袋の条例にしても、市民不在の中で決定され、後で儀式的に意見を聞いている（パブコメ的）ような気がする。もっと発案の時点から市民の意見を広く聞くようにすべき。
自治会とのより一層の連携強化。
情報がないので、何をするかわからない。
参加しやすいイベントを広報でめにつくかたちで告知していく。
参加の『きっかけ』をつくるための広報の工夫と、参加者の『めんどくささ』を無くすための工夫が必要だと思われます。
何を目指しているのか漠然とし過ぎてわかり難い。ある程度たたき台のようなものを示して頂き、このような事を考えていますか？というアンケートを行えばいいのではないかと考えます。
自治会などの活動はどうしても老人が主体となってしまうため、活発な活動をやっていくのには無理がある。この辺を改善すべきと思います。
地域住民の交流
何が問題なのか提起してほしい。協働とはどのようなことか具体的に知りたい。
代表的な課題テーマを明示して、グループを募るなどして定例的に進める方法が必要ではないか。自分関心からの参加意識や、責任感が有る方がまとまった取り組みができると思います。
市民の啓発が第一だと考える。
一番身近な自治会について、現在みんなに均等にあたるように順番でやっていますが、団塊の世代など、通常の仕事で退職した人にもっと積極的にかかわってほしいと思う。朝早く、大阪まで仕事に行って、夜遅く帰ってくる人に同じ活動はしんどいし、結局、前に習えで何もしないでおこうということになります。シニアの人に頑張ってもらいたい。
具体的な二ーズの把握と発信。市民への働きかけ方の工夫。イベントを企画して参加を募る。
自分にこなせるか否かを判断するのに十分な情報がなく躊躇している人も多いと思う。向く年代がわかったり、判断するためのチェック項目があると参加しやすいと思う。
大学には積極的な取り組みをしてくださるところが増えてきました。高等学校や中学校にも広がっていけばうれしいです。かつての青年団での活動が懐かしいです。
市民の意見、考えをもっと積極的に取り入れていく
忍耐強く、継続して行く事。（継続は力なり）

まちづくり活動に参加するといっても、具体的にどのような事に関わればいいのか、市としてはどの程度 市民に関わって欲しいと思っているのか、全く情報を持っていないのでよくわかりません。よほど市政に関心を持っているか、普段から関わっていないと(?)と思ってしまいます。もっと広報でPRするとか特集を組むとかしてほしいです。
活動内容を広報等で取り上げて市民にしらせ、喚起させる。
市民の皆がもっとまちづくりに関心を持ち、積極的に活動参加をすべきである。
生駒市では、これまで小学校区程度で市民生活の様々な課題について多様な団体、個人が話合う仕組みがありませんでしたが、今後は安全、地域福祉、医療、環境、子育て、地域文化など、今後の国の施策に対応出来る仕組みづくりが必要です。
顔が見え挨拶もかわす近隣は仲間意識も芽生えるが、はるか向こうの皆さんも私達の自治会といわれてもピンとこない。組織が大きくなりすぎて無関心になっている。又、行政組織ではないにも関わらず、市役所の末端業務を請け負っている。であれば、超長期の役員が存在するのは不適切と考える。
予算等で難しいが、幅広く周知徹底の機会を設けて欲しい。
知人を誘って活動するのが参加するきっかけになると思います。仲間づくりにもなります。
役員になっている方たちが何年も引き続いてされているのが良くないと思います、新しい方たちに引き継いでされていない方に順次役員になっていくシステムでないと
小集団での課題検討会の実施
啓蒙と教育。まず「知る」ことが最初の第一歩と。 市はいろんな行事やイベントなどで市民に「自分たちに関係している」と実感させる、「かつ敷居が低く興味がもてるような」イベント・行事など通して周知。市民の気持ちを喚起していくのがいいかな。
ポスターや街頭アピールなども一定の効果があるのでは。広報誌などによる基本の再確認など。
市民参画や協同には行政は仕事の一環として参加するが市民は時間と労力を無償で提供することになるので、予算をつけ市民に負担にならないような施策が必要ではないでしょうか
積極的に広報活動してほしい。あまり認識していなかった。
種々情報開示を積極的におこなうこと。
自治消防組織のない地区の一つです。古い町内で、高齢者がいまだ現役では若い人達が入りにくいようで、行事の参加も、小学生迄で、中高生の主体するのがない、両親のご理解御協力を、引き出す事例を、広報してほしい。
気軽に参加できる雰囲気作りが重要だと思います。
広報の活用。街づくりのテーマを決める。資金の調達工夫必要(企業の活用など)
団塊の世代が中心となるのが一番。この年齢層を狙い撃ちして、活動のきっかけを作るのが良いのでは？
現在活動をしている人たちが、まず身近な人たちに対して広報活動を口コミで行う。 自主学習のサークル活動を通して感じることは、何かをしようと思ってる人は意外に多いです。一歩踏み込むきっかけが無いようです。
広報誌等で事前に参加する場合の資格、条件等について、具体的紹介がなされることを希望する。
自治会等の会長はじめ、幹部の自治やまちづくりへの理解と取組方次第と思う。まちづくり活動の事例や地域の紹介など、もっと広報誌でPRしたら良いと思う。
退職して地域に戻ってきた元気な高齢者に対する呼びかけが必用です。一方その為のリーダー養成が急務です。
市民に頼らず問題を考えよ。

変な言い方ですが、文字から離れて討議できる機会を持つことではないでしょうか。
地域によって、参加機会や、情報量に差がある。各地の事例情報の開示をもっと増やせば。
市民への呼びかけ強化。自治会の活用
生駒市からの問題提起、それに対する生駒の考え等が解らない。問題提起しても生駒市の対応がない。対応しているのか、無視しているのかわからない？
広報誌いこまちでの継続的な PR が必要。

問 7. その他、まちづくりに関して意見があれば自由にご記入ください

若い人からお年寄りまで幅広い人がまちづくりに参加して欲しい。
生駒はよい町なので頑張って欲しい。
街の清掃を、もっと若い人たちが出来る機会が欲しい。駅の植木や花の手入れとか。
狭い道が多いし、お店の品揃えが悪いので大阪まででなきゃいけないので大変です。もっと活性化してほしいです。
「まちづくり」という言葉を聞いても、自分には関係ない、という印象を持ってしまう。人それぞれ求めるものが違う中で、自分の理想を具体化できるようなきっかけがあればいいと思います。
どんどん開発されるぶん、児童の数も増えていますが、逆に減ってきている地域の児童の安全確保がされていない。開発地域のみパトロールがあるなどの、地域差をなくしないと地域格差が広がると思います。
自分たちの町をどうしたらいいかわからない人が多いと思います。もっとできることを積極的に PR していけば、参加しやすくなるのではないのでしょうか。
危ない通学路を早急に治してほしい。
現役世代では活動時間が限られてしまうため、時間的に参加しやすい活動が必要だと思う
活動に参加していない人達(私含め)も市民です。こういう人達の意見をどう吸い上げていくかだと思います。選挙だったら『投票しない者、文句言う資格なし』でも良いのですが「まちづくり」をそういう概念で進めるのは違うのではないかと。
自分の中でなかなか“関わっていこう”という気持ちが出てこないのが正直なところ。自分のことに精一杯になっている面もありますし、人と関わることに気合いがいるという面もあります。なかなか参加しようという気持ちになりませんが、活き活きと活動されている方の雰囲気に触れると懂れます。そういう空気に触れる機会は心が動くきっかけになるように思います。
何も分からないと、まちづくりに参加しにくいので、自治会掲示板に常に自治会加入の案内と市役所の連絡先を掲示するなど情報をオープンにする。
転勤で関東から来ましたが、ネットの評判が良かった生駒に住んで、実際にいい所で本当に良かったと思います。生駒駅は北側に比べて南側は不便です。せめて道幅を広げるか側溝を埋めて欲しい。
理想のまちについてのアンケートをとり、それに向けて実行に移すことが必要だと思います。
各駅にエレベーターやオムツ換えの出来るトイレがあれば助かります。
子供連れで飲食できる店や場所を広報で定期的に知らせてほしいです。
何事も楽しさややりがいがないと続かないと思う。積極的に関わる側はもちろん、新たな関わりを持つ側も。そして情報を発信し活動内容を伝え、常に活動が身近に感じられることも大切かと思う。
他府県から引っ越ししてきたので、生駒市のことをあまり知らないです。もっと、いろんな情報を発信してもらいたいです。
素晴らしい環境の生駒市です。色んな面で行政と市民が助け合う街にしたいです。
生駒市に住む付加価値があればいいのでは？
若いひとが参加できるプランがあればいいと思います。(いこわか、よかったです)

大規模災害があつてからでは遅いので意識を高めるためには何をどうするのか考えないといけないのはわかっているが具体的なことは行政に頼るしか無いと思います。
皆が共通して楽しめるスペースづくり
自治基本条例の制定には反対です。
だんだんと、治安が悪くなって、いるのを改善してほしい。生駒駅、南生駒駅
何か出来る事があればしたい、とは思ってますがどのようなテーマがあるのかがよく把握できていない。
いま参加している『スズムシクラブ』も、あるきっかけで参加しており、きっかけがなければ参加することは無かったです。
一般市民が気軽に意見を言える場が必要と考えます。
財源を増やす
孤立化しない取り組み、高齢者だけでなく社会的に孤立している人の受け皿となるような居場所があればもっと良いと考えます。
行政の取り組みも大事だが、市民自らもっと意識を高めないとどうにもならない。総じて市民の意識レベルが低すぎるのが問題だと思う。
ごみの有料化や、大型ごみの予約制など、前よりも悪くなっていると思います。しかし、市民病院ができるのはありがたいです。災害[地震、大雨]や市民の命にかかわることに予算をつぎ込んでほしい。山を削って住宅を作るのはやめてほしい。
お祭りやイベントに出て行き、ブースを作り具体的な発信をする。
私自身、土曜日や日曜日、休日にいろいろなイベントが企画できるようにしたいです。
安心して生活できる町に。
時折、ECO-net生駒にも参加して、ボランティアしていますが、やはり、継続力です。
私は生駒に住んで24年です。生駒が大好きで、ずっと生駒に住み続けたいと思っています。そう思っている人はいっぱいいるのではないのでしょうか？自分たちの暮らす街をもっと良くしたいし、良い環境を守っていきたくと思っています。良いまちづくりには協力していきたいです。
知らない内に新しい条例などが決まり、いついつから施行されると言うのでびっくりと言う事が多いので、新しい条例が決まる前後の経過報告をしっかりと欲しいです。
現実には、医療と福祉と一緒に進める「地域包括ケア」や「環境」や「子育て」の分野については生駒市独自の目標値を持って進んでいます。結果的に各分野の課題やニーズを地域でまとめれば「まちづくり」になると思います。当初は、分野を大きく広げなくても、話し合いやすい分野から話していけば良いと思います。
ボランティアでストレス発生は良くない。私はストレスが生じない個人で出来る範囲で地域に貢献できるよう努力している。高齢者世帯の家屋周りの補修、後継者難の農家の農作業...。たけモニの設問について改善要望があります。設問1で知らないなので設問2はわからないだと思いますが選択肢がありません。前回も同様の事がありました。回答を無理に誘導することは間違った判断を招きます。良く検討して下さい。
お年寄りが多いので坂道やバスの乗り降りをもう少し考えてほしい、又郵便ポストが少ない
「まちづくり」。あまりに膨大なテーマで、なにをいったらいいのかあ〜て気持ちになる(笑)。もっと具体的に市民が意見や希望をだせるように、少し小さい問題や身近なテーマに絞って、意見を聞くと効果的だと思います。
子供を大事にする政治、若者が集まる市の環境整備が必要と思う。市民が若い都市が活気を生む。今で成果が上がり、問題はないが今後とも積極的に推進を続けてほしいと思う。
市民の声が広く拾える場を数多く作る
太陽光発電などではなく、もっと身近なことで、環境に良い取り組みを推進すべきである。
自治会の交流に役員以外にも参加の機会を設けて欲しい

ゴミ収集時の後片付が大変で、毎回当番制でネットとブルーシートのおりたたみが大変です。簡単に折りたたみの出来る方法に至急予算化して切り替えて下さい。
生駒市に流入する河川はない。竜田川をきれいにするのは生駒市だけでできるはず。そのための手立てを皆で考えたい。
広報誌の有効活用！！市民へのアピール度が低い！！
既存の活動団体は、一部の幹部、役員が独断的に影響を運営している面もみられ、参加するに抵抗がある。
今回の設問で、生駒市自治基本条例を再読したが、設問の前に市の広報誌で条例や活動事例の現状などを広報してから設問したらよかったと思う。地域にもよると思うが、自治会により閉鎖的なところが有る、生駒市に30年以上住んでいるが自治会活動や、青年団、老人会活動等に誘われた事は一度も無い。
各地域で活動をしている事例を地域リーダーが出向いて講習する仕組みがあればよい。
活動するための市の施設である会議室、研修室などの使用量を半額程度にしてほしい。
市民に頼りすぎだ、お役所仕事が今でも有ります。
「生駒市自治基本条例」で検索。残念ながら、モニターでは見づらく、斜め読み以下でした。すみません。動画になりませんか。
街路樹について紅葉の最前線(11月1～10日)に丸坊主にするのは周辺住民の意向と思うが、シルバーセンターによる清掃活動など他に方法があるのではないか。これでは街路樹の意味がない。一方で公園の周辺は住民による清掃に任せられているのは如何。現状の把握と地域全体の意見を反映する必要があると思う。
市民の意見を謙虚に受け止め、前向きに対応する生駒市の姿勢(理屈をつけて拒否するのではなく)が必要と考えます。
萩の台自治会が取り組み始めたコミュニティパークのワークショップなどもっと多くの自治会でも実施しているのであれば「いこまち」でシリーズで紹介してはいかが。

発行・編集
平成27年1月

生駒市市民自治推進委員会
（事務局：市民活動推進課）

TEL 0743-74-1111

生駒市ホームページ URL <http://www.city.ikoma.lg.jp>

E-Mail shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp